

# 四半期報告書

(第165期第1四半期)

株式会社きらやか銀行

---

# 四 半 期 報 告 書

---

- 1 本書は四半期報告書を金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した四半期報告書に添付された四半期レビュー報告書及び上記の四半期報告書と同時に提出した確認書を末尾に綴じ込んでおります。

# 目 次

	頁
【表紙】 .....	1
第一部 【企業情報】 .....	2
第1 【企業の概況】 .....	2
1 【主要な経営指標等の推移】 .....	2
2 【事業の内容】 .....	2
第2 【事業の状況】 .....	3
1 【事業等のリスク】 .....	3
2 【経営上の重要な契約等】 .....	3
3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】 .....	8
第3 【提出会社の状況】 .....	13
1 【株式等の状況】 .....	13
2 【役員の状況】 .....	19
第4 【経理の状況】 .....	20
1 【四半期連結財務諸表】 .....	21
2 【その他】 .....	31
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】 .....	32

四半期レビュー報告書

確認書

## 【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成24年8月13日

【四半期会計期間】 第165期第1四半期（自 平成24年4月1日 至 平成24年6月30日）

【会社名】 株式会社きらやか銀行

【英訳名】 Kirayaka Bank, Ltd.

【代表者の役職氏名】 取締役頭取 栗野 学

【本店の所在の場所】 山形県山形市旅籠町三丁目2番3号

【電話番号】 023（631）0001（代表）

【事務連絡者氏名】 経理部長 青木 隆

【最寄りの連絡場所】 東京都新宿区西新宿七丁目21番3号西新宿大京ビル6階  
株式会社きらやか銀行 東京支店

【電話番号】 03（3365）1131（代表）

【事務連絡者氏名】 東京支店長 鈴木 誠

【縦覧に供する場所】 株式会社きらやか銀行 東京支店  
（東京都新宿区西新宿七丁目21番3号西新宿大京ビル6階）  
株式会社東京証券取引所  
（東京都中央区日本橋兜町2番1号）

（注）東京支店は金融商品取引法の規定による縦覧場所ではありませんが、投資者の便宜のため縦覧に供する場所としております。

## 第一部 【企業情報】

### 第1 【企業の概況】

#### 1 【主要な経営指標等の推移】

		平成23年度第1四半期 連結累計期間	平成24年度第1四半期 連結累計期間	平成23年度
		(自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日)	(自 平成24年4月1日 至 平成24年6月30日)	(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
経常収益	百万円	6,161	6,318	25,881
経常利益	百万円	560	612	1,770
四半期純利益	百万円	782	574	—
当期純利益	百万円	—	—	1,579
四半期包括利益	百万円	885	△662	—
包括利益	百万円	—	—	2,350
純資産額	百万円	51,268	52,357	52,375
総資産額	百万円	1,261,329	1,323,392	1,270,494
1株当たり四半期純利益 金額	円	5.41	3.81	—
1株当たり当期純利益 金額	円	—	—	9.68
潜在株式調整後1株当 り四半期純利益金額	円	1.92	1.70	—
潜在株式調整後1株当 り当期純利益金額	円	—	—	4.14
自己資本比率	%	4.05	3.86	4.10

(注) 1. 当行及び連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 1株当たり情報の算定上の基礎は、「第4 経理の状況」中、「1 四半期連結財務諸表」の「1株当たり情報」に記載しております。

#### 2 【事業の内容】

当第1四半期連結累計期間において、当行グループ(当行及び当行の関係会社)が営む事業の内容については、重要な変更はありません。また、主要な関係会社についても、異動はありません。

## 第2 【事業の状況】

### 1 【事業等のリスク】

当第1四半期連結累計期間において、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事業等のリスクについては、前事業年度の有価証券報告書における記載から重要な変更及び新たに発生したリスクはありません。

### 2 【経営上の重要な契約等】

株式移転による経営統合合意について

当行と株式会社仙台銀行（以下「仙台銀行」といい、当行と仙台銀行を総称して、以下「両行」といいます。）は、平成22年10月26日に両行間で締結した「経営統合の検討開始に関する基本合意書」に基づき、平成24年4月26日に開催したそれぞれの取締役会において、両行の株主総会の承認及び関係当局の許認可等を得られることを前提として、株式移転の方式により平成24年10月1日（以下「効力発生日」といいます。）をもって両行の完全親会社となる「株式会社じもとホールディングス」（以下「共同持株会社」といいます。）を設立すること（以下「本株式移転」といいます。）並びに共同持株会社の概要及び本株式移転の条件等について決議し、同日、両行間で「経営統合合意書」を締結するとともに、「株式移転計画書」を共同で作成いたしました。

#### 1. 株式移転の目的及び経緯

両行は、当初、平成23年10月を目処とした共同持株会社の設立による経営統合を発表し、経営統合委員会を発足してその準備を進めておりました。

しかしながら、平成23年3月11日に東日本大震災が発生したため、両行は、地域経済の復興に向けた支援を最優先する見地から、経営統合日を延期することといたしました。その後、同年5月18日には前記経営統合委員会における検討・準備を再開し、震災復興支援に関する両行間での連携等のほか、経営統合に向けた準備を進めてまいりました。また、この間、仙台銀行は、復興支援に本格的に取り組んでいくための堅確な財務基盤を構築するべく、金融機能の強化のための特別措置に関する法律に基づき、平成23年9月30日に第I種優先株式を発行し、自己資本の増強を実施いたしました。

以上のように、両行は、被災地にその経営基盤を有する金融機関の責務として、経営統合を一旦延期のうえ震災復興・地域振興のための取り組み・基盤強化を優先して進めてまいりましたが、復興支援態勢をさらに強化するために、早期に経営統合を完了して新金融グループの総合力を発揮していくことが重要であると判断いたしました。そして、平成24年10月1日を共同持株会社設立日として、両行間での経営統合に係る協議を進めることを決定しておりましたが、平成24年4月26日に、両行は「経営統合合意書」を締結し、「株式移転計画書」を共同で作成いたしました。

この経営統合により、両行は、両行の地域ブランドを維持した持株会社方式による新たな金融グループを創設し、スケールメリットの享受による経営機能の効率化の実現や、両行の営業ネットワーク及び行員の有するノウハウの融合と相乗効果により、県境を超えて進化する地域経済活動への貢献と顧客サービスの向上を目指すものといたします。

#### 2. 移転の方法、株式移転に係る割当ての内容

##### (1) 本株式移転の方法

両行の株主がそれぞれ保有する株式を、平成24年10月1日をもって共同持株会社に移転するとともに、両行の株主に対し、共同持株会社の発行する新株式を割り当てる予定です。但し、今後手続きを進める中で、やむを得ない状況が生じた場合には、両行協議の上、日程又は統合形態等を変更する場合があります。

(2) 株式移転に係る割当ての内容

会社名	当行	仙台銀行
株式移転比率	1	6.5

(注1) 株式の割当比率

1. 当行の普通株式1株に対して、共同持株会社の普通株式1株を割当交付いたします。
2. 仙台銀行の普通株式1株に対して、共同持株会社の普通株式6.5株を割当交付いたします。
3. 当行の第Ⅲ種優先株式1株に対して、共同持株会社のA種優先株式1株を割当交付いたします。
4. 仙台銀行の第Ⅰ種優先株式1株に対して、共同持株会社のB種優先株式6.5株を割当交付いたします。

但し、上記株式移転比率は、算定の基礎となる諸条件に重大な変更が生じた場合には、両行協議のうえ、変更することがあります。

なお、本株式移転により、両行の株主に交付しなければならない共同持株会社の普通株式、A種優先株式及びB種優先株式の数に1株に満たない端数が生じた場合には、会社法第234条その他関連法令の規定に従い、当該株主に対し1株に満たない端数部分に応じた金額をお支払いいたします。

(注2) 共同持株会社が交付する新株式数（予定）

普通株式：178,877,671株

上記数値は、当行の普通株式の発行済株式総数129,714,282株（平成24年3月末時点）、及び仙台銀行の普通株式の発行済株式総数7,591,100株（平成24年3月末時点）に基づいて算出しております。但し、両行は、共同持株会社が両行の発行済株式の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」といいます。）までにそれぞれが保有する自己株式のうち実務上消却可能な範囲の株式を消却することを予定しているため、平成24年3月末時点で当行が保有する自己株式(16,521株)、平成24年3月末時点で仙台銀行が保有する自己株式(24,960株)は、上記の算出において、新株式交付の対象から除外しております。

なお、当行又は仙台銀行の株主から株式買取請求権の行使がなされた場合等、両行の平成24年3月末時点における自己株式数が基準時までに変動した場合は、共同持株会社が交付する新株式数が変動することがあります。

A種優先株式 100,000,000株

上記数値は、きらやか銀行第Ⅲ種優先株式の発行済株式総数100,000,000株（平成24年3月末時点）に基づいて算出しております。

B種優先株式 130,000,000株

上記数値は、仙台銀行第Ⅰ種優先株式の発行済株式総数20,000,000株（平成24年3月末時点）に基づいて算出しております。

(注3) 共同持株会社の単元株式数

共同持株会社は、以下の株式数を1単元とする単元株制度の採用を予定しております。

普通株式：100株

A種優先株式：100株

B種優先株式：100株

(注4) 単元未満株式の取扱いについて

本株式移転により、1単元（100株）未満の共同持株会社の株式（以下「単元未満株式」といいます。）の割当てを受ける両行の株主の皆様につきましては、その保有する単元未満株式を株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）その他の金融商品取引所において売却することはできません。そのような単元未満株式を保有することとなる株主の皆様は、会社法第192条第1項の規定に基づき、共同持株会社に対し、自己の保有する単元未満株式を買い取ること

を請求することが可能です。

### 3. 株式移転比率の算定根拠等

#### (1) 普通株式

##### ①算定の基礎

両行は、本株式移転に用いられる株式移転比率の算定にあたって公正性を期すため、きらやか銀行は有限責任監査法人トーマツ（以下「トーマツ」といいます。）を、また仙台銀行は株式会社KPMG FAS（以下「KPMG」といいます。）を第三者算定機関に任命し、それぞれ本株式移転に用いられる株式移転比率の算定を依頼し、以下の株式移転比率算定書を受領いたしました。

トーマツは、本株式移転の諸条件等を分析したうえで、きらやか銀行普通株式について市場株価が存在していることから市場株価法による算定を行うとともに、両行について倍率法、貢献度分析、エクイティDCF（Discounted Cash Flow）法及びDDM（Dividend Discount Model）による算定を行いました。なお、市場株価法による算定に際しては、きらやか銀行について、平成24年4月17日を基準日としています。また、ある一定時点での市場株価を採用することは異常な株価の変動を排除できないため、基準日までの直近1ヶ月間、3ヶ月間、及び震災後延期していた経営統合協議再開の発表（平成24年1月25日）による影響を加味するため当該発表後から基準日までの期間の株価毎の出来高で加重平均した価格（出来高加重平均価格）に基づいています。

各手法における算定結果は以下のとおりです。なお、下記の株式移転比率の算定レンジは、きらやか銀行の普通株式1株に対して共同持株会社の普通株式を1株割り当てる場合に、仙台銀行の普通株式1株に対して割り当てる共同持株会社の普通株式数の算定レンジを記載したものであります。

	採用手法	株式移転比率の算定レンジ
①	市場株価法/倍率法	8.2 ～ 10.2
②	倍率法	6.0 ～ 6.9
③	エクイティDCF法	5.8 ～ 7.0
④	DDM	5.9 ～ 7.1
⑤	貢献度分析	6.5 ～ 7.5

トーマツは、株式移転比率の算定に際して、両行から提供を受けた情報及び一般に公開された情報等を原則としてそのまま使用し、それらの資料及び情報等が、全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。また、両行及びその関係会社の資産又は負債（偶発債務を含みます。）について、個別の各資産及び各負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておりません。加えて、両行の財務予測（利益計画及びその他の情報を含みます。）については、両行の経営陣により現時点で可能な最善の予測及び判断に基づき合理的に作成されたことを前提としております。なお、平成24年3月期の財務予測については、両行の経営陣より大きな変動はないことの確認を得ております。トーマツによる株式移転比率の算定は、平成24年4月17日現在までの上記情報等を反映したものであり、株式移転比率の算定の基礎となった前提が変わる時は算定結果も影響を受ける場合があります。なお、トーマツが提出した株式移転比率の算定結果は、本株式移転における株式移転比率の公正性について意見を表明するものではありません。

KPMGは、両行の普通株式価値について、配当割引モデル法（以下「DDM法」といいます。）及び類似会社比較法を用いて算定を行いました。加えて、きらやか銀行の普通株式は東京証券取引所市場第二部に上場されており、市場株価が存在していることから、きらやか銀行の普通株式について

は株式市価法による算定も行いました。株式市価法による算定に際しては、算定基準日（平成24年4月17日）の終値、算定基準日以前の1ヶ月、3ヶ月、6ヶ月の終値平均値及び出来高加重平均値、及び、本株式移転公表後の株価に対する影響を考慮する目的から、「仙台銀行ときらやか銀行の経営統合に関するお知らせ」が公表された平成24年1月25日の翌営業日以降算定基準日までの期間の終値平均値及び出来高加重平均値に基づき算定を行いました。

KPMGが各評価手法に基づき算出した株式移転比率は以下のとおりです。なお、下記の株式移転比率の算定レンジは、きらやか銀行の普通株式1株に対して共同持株会社の普通株式を1株割り当てる場合に、仙台銀行の普通株式1株に対して割り当てる共同持株会社の普通株式数の算定レンジを記載したものです。

	採用手法	株式移転比率の算定レンジ
①	DDM法	6.05 ～ 7.31
②	類似会社比較法/株式市価法	4.47 ～ 4.59
③	類似会社比較法	5.86 ～ 6.56

KPMGは、上記株式移転比率の算定に際して、両行から受けた情報、ヒアリングにより聴取した情報、一般に公開された情報等が、すべて正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。また、両行並びにその関係会社の資産及び負債（簿外資産及び負債、その他偶発債務も含まれます。）について、個別の各資産及び各負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定または査定を行っておりません。加えて、かかる算定において参照した両行の財務予測については、両行の経営強化計画に基づき、両行の経営陣により現時点で得られる最善の予測と判断のもと合理的に準備・作成されたことを前提としております。また、KPMGが提出した株式移転比率の算定結果は、本株式移転における株式移転比率の公正性について意見を表明するものではありません。なお、株式移転比率の算定の基礎となった前提が変わる時は算定結果も影響を受ける場合があります。

## ②算定の経緯

上記のとおり、きらやか銀行はトーマツに、仙台銀行はKPMGに、それぞれ本株式移転に用いられる株式移転比率の算定を依頼し、当該第三者算定機関による算定結果を参考に、両行それぞれが相手方に対して実施したデュー・ディリジェンスの結果等を踏まえて、それぞれ両行の財務の状況、資産の状況、将来の見通し等の要因を総合的に勘案し、両行間で株式移転比率について慎重に交渉・協議を重ねた結果、最終的に上記株式移転比率が妥当であるとの判断に至り、平成24年4月26日に開催された両行の取締役会において本株式移転における株式移転比率を決定し、合意いたしました。

## ③算定機関との関係

トーマツ及びKPMGは、いずれも両行の関連当事者には該当せず、本株式移転に関して記載すべき重要な利害関係を有しておりません。

## (2) 優先株式

両行は、きらやか銀行第Ⅲ種優先株式及び仙台銀行第Ⅰ種優先株式（両優先株式を総称して、以下「対象優先株式」といいます。）については、普通株式のように市場価格が存在しないため、普通株式の株式移転比率を考慮したうえで、共同持株会社にて新たに発行して割当交付する各優先株式の発行要項において、対象優先株式のそれぞれの発行要項と割当比率を通じて同一の条件を定めることとし、きらやか銀行第Ⅲ種優先株式1株につき共同持株会社のA種優先株式1株を割当交付し、また、仙台銀行第Ⅰ種優先株式1株につき共同持株会社のB種優先株式6.5株を割当交付することで合意しております。従いまして、第三者機関による算定は行っておりません。

4. 本株式移転により新たに設立する会社の状況

① 商号	株式会社じもとホールディングス
② 事業内容	銀行、その他銀行法により子会社とすることができる会社の経営管理及びこれに付帯又は関連する業務
③ 本店所在地	仙台市青葉区一番町二丁目1番1号
④ 代表者及び役員の 就任予定	<p>代表取締役会長 三井 精一 (現仙台銀行頭取)</p> <p>代表取締役社長 栗野 学 (現きらやか銀行頭取)</p> <p>取締役 馬場 豊 (現仙台銀行専務取締役)</p> <p>取締役 東海林賢市 (現きらやか銀行常務取締役)</p> <p>取締役 鈴木 隆 (現仙台銀行常務取締役)</p> <p>取締役 須藤庄一郎 (現きらやか銀行常務取締役)</p> <p>取締役 御園生勇郎 (現仙台銀行常務取締役)</p> <p>取締役 佐川 章 (現きらやか銀行常務取締役)</p> <p>取締役 田中 達彦 (現きらやか銀行常務取締役)</p> <p>取締役 芳賀 隆之 (現仙台銀行取締役)</p> <p>取締役 坂本 行由 (現きらやか銀行取締役)</p> <p>取締役(社外) 熊谷 満 (現仙台銀行取締役)</p> <p>監査役 長谷部俊一 (現仙台銀行監査役)</p> <p>監査役(社外) 笹島富二雄 (現きらやか銀行監査役)</p> <p>監査役(社外) 菅野 國夫 (現仙台銀行監査役)</p> <p>監査役(社外) 伊藤 吉明 (現きらやか銀行監査役)</p> <p>(注1) 取締役熊谷 満は会社法第2条第15号に定める社外取締役です。</p> <p>(注2) 監査役笹島 富二雄、菅野 國夫及び伊藤 吉明は会社法第2条第16号に定める社外監査役です。</p>
⑤ 資本金	2,000百万円
⑥ 資本準備金	500百万円
⑦ 決算期	3月31日

### 3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

以下の記載における将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当行グループ(当行及び連結子会社)が判断したものであります。

#### (1) 業績の状況

当第1四半期連結会計期間末の総資産は、コールローン及び有価証券等の増加により前連結会計年度末比528億98百万円増加の1兆3,233億92百万円となりました。負債は、預金等の増加により前連結会計年度末比529億17百万円増加の1兆2,710億35百万円となりました。また、純資産は、少数株主持分が増加したものの、その他有価証券評価差額金の減少等により、前連結会計年度末比18百万円減少の523億57百万円となりました。

主要な勘定残高につきましては、貸出金は前連結会計年度末比300億88百万円減少の8,976億92百万円となりました。有価証券は前連結会計年度末比398億71百万円増加の3,219億30百万円となりました。総預金(譲渡性預金含む)は前連結会計年度末比560億46百万円増加の1兆2,296億85百万円となりました。

損益状況につきましては、経常収益は、貸出金利回りの低下により貸出金利息が減少しましたが、有価証券利息配当金が増加しました結果、前第1四半期連結累計期間比1億57百万円増加の63億18百万円となりました。

一方、経常費用は、預金金利の低下により預金利息が減少したものの、貸倒引当金繰入額が増加しました結果、前第1四半期連結累計期間比1億5百万円増加の57億5百万円となりました。

その結果、当第1四半期連結累計期間の経常利益は、前第1四半期連結累計期間比52百万円増加の6億12百万円となりました。

また、四半期純利益は、前第1四半期連結累計期間において、東日本大震災の影響による貸倒引当金戻入益2億39百万円を計上していたことから、前第1四半期連結累計期間比2億8百万円減少の5億74百万円となりました。

セグメントごとの損益状況につきましては、「銀行業」は、経常収益が前第1四半期連結累計期間比2億8百万円増加の62億23百万円、セグメント利益は前第1四半期連結累計期間比78百万円増加の6億28百万円となりました。

国内業務部門・国際業務部門別収支

国内業務部門の資金運用収支は、前第1四半期連結累計期間比61百万円増加の46億65百万円、役務取引等収支は15百万円減少の3億56百万円、その他業務収支は30百万円増加の△5百万円となりました。

また、国際業務部門の資金運用収支は、前第1四半期連結累計期間比19百万円減少の1億37百万円、役務取引等収支は0百万円減少の1百万円、その他業務収支は16百万円減少の0百万円となりました。

この結果、国内業務部門と国際業務部門の合計では、資金運用収支が前第1四半期連結累計期間比41百万円増加の48億2百万円、役務取引等収支が14百万円減少の3億58百万円、その他業務収支が15百万円増加の△4百万円となりました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
資金運用収支	前第1四半期連結累計期間	4,604	156	—	4,761
	当第1四半期連結累計期間	4,665	137	—	4,802
うち資金運用収益	前第1四半期連結累計期間	5,130	184	27	5,287
	当第1四半期連結累計期間	5,134	156	19	5,271
うち資金調達費用	前第1四半期連結累計期間	525	27	27	525
	当第1四半期連結累計期間	468	19	19	468
役務取引等収支	前第1四半期連結累計期間	371	1	—	372
	当第1四半期連結累計期間	356	1	—	358
うち役務取引等収益	前第1四半期連結累計期間	799	2	—	802
	当第1四半期連結累計期間	768	2	—	771
うち役務取引等費用	前第1四半期連結累計期間	427	1	—	429
	当第1四半期連結累計期間	412	1	—	413
その他業務収支	前第1四半期連結累計期間	△35	16	—	△19
	当第1四半期連結累計期間	△5	0	—	△4
うちその他業務収益	前第1四半期連結累計期間	2	16	—	18
	当第1四半期連結累計期間	171	0	—	172
うちその他業務費用	前第1四半期連結累計期間	38	—	—	38
	当第1四半期連結累計期間	176	—	—	176

- (注) 1. 「国内業務部門」とは、当行及び連結子会社の円建取引、「国際業務部門」とは、当行の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引及び円建外国債券等については「国際業務部門」に含めております。
2. 資金運用収益及び資金調達費用の相殺消去額は、「国内業務部門」と「国際業務部門」の間の資金貸借の利息であります。

国内業務部門・国際業務部門別役務取引の状況

国内業務部門においては、役務取引等収益は前第1四半期連結累計期間比31百万円減少の7億68百万円となりました。

また、役務取引等費用は前第1四半期連結累計期間比15百万円減少の4億12百万円となりました。

国際業務部門においては、役務取引等収益は前第1四半期連結累計期間比0百万円減少の2百万円となりました。

また、役務取引等費用も前第1四半期連結累計期間比0百万円減少の1百万円となりました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
役務取引等収益	前第1四半期連結累計期間	799	2	—	802
	当第1四半期連結累計期間	768	2	—	771
うち預金・貸出業務	前第1四半期連結累計期間	277	—	—	277
	当第1四半期連結累計期間	262	—	—	262
うち為替業務	前第1四半期連結累計期間	233	2	—	236
	当第1四半期連結累計期間	238	2	—	241
うち証券関連業務	前第1四半期連結累計期間	4	—	—	4
	当第1四半期連結累計期間	5	—	—	5
うち代理業務	前第1四半期連結累計期間	9	—	—	9
	当第1四半期連結累計期間	7	—	—	7
うち保護預り・貸金庫業務	前第1四半期連結累計期間	16	—	—	16
	当第1四半期連結累計期間	16	—	—	16
うち保証業務	前第1四半期連結累計期間	35	0	—	35
	当第1四半期連結累計期間	33	0	—	34
うち投信窓販業務	前第1四半期連結累計期間	98	—	—	98
	当第1四半期連結累計期間	65	—	—	65
うち保険窓販業務	前第1四半期連結累計期間	91	—	—	91
	当第1四半期連結累計期間	107	—	—	107
役務取引等費用	前第1四半期連結累計期間	427	1	—	429
	当第1四半期連結累計期間	412	1	—	413
うち為替業務	前第1四半期連結累計期間	86	1	—	88
	当第1四半期連結累計期間	87	1	—	89

(注) 「国内業務部門」とは、当行及び連結子会社の円建取引、「国際業務部門」とは、当行の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引は「国際業務部門」に含めております。

国内業務部門・国際業務部門別預金残高の状況

○ 預金の種類別残高(末残)

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
預金合計	前第1四半期連結会計期間	1,175,474	289	—	1,175,764
	当第1四半期連結会計期間	1,219,280	284	—	1,219,565
うち流動性預金	前第1四半期連結会計期間	408,225	—	—	408,225
	当第1四半期連結会計期間	427,820	—	—	427,820
うち定期性預金	前第1四半期連結会計期間	759,662	—	—	759,662
	当第1四半期連結会計期間	788,638	—	—	788,638
うちその他	前第1四半期連結会計期間	7,586	289	—	7,876
	当第1四半期連結会計期間	2,821	284	—	3,105
譲渡性預金	前第1四半期連結会計期間	3,500	—	—	3,500
	当第1四半期連結会計期間	10,120	—	—	10,120
総合計	前第1四半期連結会計期間	1,178,974	289	—	1,179,264
	当第1四半期連結会計期間	1,229,400	284	—	1,229,685

- (注) 1. 「国内業務部門」とは、当行及び連結子会社の円建取引、「国際業務部門」とは、当行の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引については「国際業務部門」に含めております。  
 2. 流動性預金＝当座預金＋普通預金＋貯蓄預金＋通知預金  
 3. 定期性預金＝定期預金＋定期積金

国内業務部門・国際業務部門別貸出金残高の状況

○ 業種別貸出状況(残高・構成比)

業種別	前第1四半期連結会計期間		当第1四半期連結会計期間	
	貸出金残高(百万円)	構成比(%)	貸出金残高(百万円)	構成比(%)
国内業務部門 (除く特別国際金融取引勘定分)	870,085	100.00	897,692	100.00
製造業	92,162	10.59	92,037	10.25
農業、林業	1,824	0.21	2,128	0.24
漁業	46	0.01	17	0.00
鉱業、採石業、砂利採取業	1,000	0.11	950	0.10
建設業	65,456	7.52	59,528	6.63
電気・ガス・熱供給・水道業	941	0.11	1,541	0.17
情報通信業	2,007	0.23	3,294	0.37
運輸業、郵便業	14,323	1.65	17,283	1.93
卸売業、小売業	79,729	9.16	77,836	8.67
金融業、保険業	49,699	5.71	66,532	7.41
不動産業、物品賃貸業	131,463	15.11	137,399	15.31
各種サービス業	114,622	13.17	110,060	12.26
地方公共団体	65,556	7.54	79,525	8.86
その他	251,246	28.88	249,549	27.80
国際業務部門及び特別国際金融取引勘定分	—	—	—	—
政府等	—	—	—	—
金融機関	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
合計	870,085	—	897,692	—

(注) 「国内業務部門」とは、当行及び連結子会社の円建取引、「国際業務部門」とは、当行の外貨建取引であります。

(2) 事業上及び財務上の対処すべき課題、研究開発活動

当第1四半期連結累計期間において、事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。また、研究開発活動については該当事項はありません。

(3) 主要な設備

① 主要な設備の新設、除却等について、当第1四半期連結累計期間に新たに確定した計画は、次のとおりであります。

新設、改修

会社名	店舗名 その他	所在地	区分	セグメントの 名称	設備の内容	投資予定金額 (百万円)		資金調達 方法	着手年月	完了予定 年月
						総額	既支払額			
当行	仙台長町支店	宮城県 仙台市 太白区	新設	銀行業	店舗	247	1	自己資金	平成24年 6月	平成24年 12月

(注) 上記設備計画の記載金額には、消費税及び地方消費税を含んでおりません。

### 第3 【提出会社の状況】

#### 1 【株式等の状況】

##### (1) 【株式の総数等】

##### ① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数 (株)
普通株式	500,000,000
第Ⅲ種優先株式	500,000,000
計	500,000,000

(注) 当行の発行可能株式総数は、500,000,000株であり、普通株式および第Ⅲ種優先株式の発行可能種類株式総数は、それぞれ、500,000,000株とする旨定款に規定しております。

##### ② 【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末現在 発行数(株) (平成24年6月30日)	提出日現在発行数(株) (平成24年8月13日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	129,714,282	同左	東京証券取引所 (市場第二部)	(注) 2, 3
第Ⅲ種優先株式 (注) 1	100,000,000	同左	—	(注) 2, 4, 5, 6, 7, 8
計	229,714,282	同左	—	—

(注) 1. 第Ⅲ種優先株式は、企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第8項に基づく「行使価額修正条項付新株予約権付社債券等」であります。

2. 単元株式数は100株であります。

3. 株主としての権利内容に制限のない当行における標準となる株式であります。

4. 当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質等

(1) 当銀行の普通株式の株価を基準として取得価額が修正され、取得と引換えに交付する普通株数が増減します。

(2) 行使価額修正条項の内容

##### ① 修正基準

取得請求期間において、毎月第3金曜日（以下「決定日」という。）の翌日以降、取得価額は、決定日まで（当日を含む。）の直近の5連続取引日（ただし、終値のない日は除き、決定日が取引日ではない場合は、決定日の直前の取引日までの5連続取引日とする。）の終値の平均値に相当する金額（円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。）に修正されます。ただし、かかる計算の結果、修正後取得価額が下記(3)に定める下限取得価額を下回る場合は、修正後取得価額は下限取得価額とします。なお、上記5連続取引日の初日以降決定日まで（当日を含む。）の間に、(注) 6. (5) ⑧に定める取得価額の調整事由が生じた場合、修正後取得価額は、取締役会が適当と判断する金額に調整されます。

##### ② 修正頻度

取得価額の修正は、毎月第3金曜日の翌日以降、1カ月に1回の頻度で行います。

(3) 行使価額等の下限

下限取得価額は55円（ただし、(注) 6. (5) ⑧による調整を受ける）。

(4) 当銀行は、平成31年10月1日以降、取締役会が別に定める日が到来したときは、法令上可能な範囲で、第Ⅲ種優先株式の全部または一部を取得することができる旨の条項を定めております。

5. 当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に表示された権利の行使に関する事項、および株券の売買に関する事項についての当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の所有者との取決めはありません。

6. 第Ⅲ種優先株式の内容は、以下のとおりであります。

(1) 第Ⅲ種優先配当金

##### ① 第Ⅲ種優先配当金

当銀行は、定款第48条に定める剰余金の配当を行うときは、毎年3月31日の最終の株主名簿に記録された第Ⅲ種優先株式を有する株主（以下「第Ⅲ種優先株主」という。）または第Ⅲ種優先株式の登録株

式質権者（以下「第Ⅲ種優先登録株式質権者」という。）に対し、毎年3月31日の最終の株主名簿に記録された当銀行の普通株式（以下「普通株式」という。）を有する株主（以下「普通株主」という。）および普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、第Ⅲ種優先株式1株につき、第Ⅲ種優先株式1株当たりの払込金額相当額（ただし、第Ⅲ種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に、下記②に定める配当年率（以下「第Ⅲ種優先配当年率」という。）を乗じて算出した額の金銭（円位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を切り上げる。）（以下「第Ⅲ種優先配当金」という。）の配当を行う。ただし、当該基準日の属する事業年度において第Ⅲ種優先株主または第Ⅲ種優先登録株式質権者に対して下記(2)に定める第Ⅲ種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

② 第Ⅲ種優先配当年率

平成22年3月31日に終了する事業年度に係る第Ⅲ種優先配当年率

第Ⅲ種優先配当年率＝初年度第Ⅲ種優先配当金÷第Ⅲ種優先株式1株当たりの払込金額相当額（ただし、第Ⅲ種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）

上記の算式において「初年度第Ⅲ種優先配当金」とは、第Ⅲ種優先株式1株当たりの払込金額相当額（ただし、第Ⅲ種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に、下記に定める日本円TIBOR（12ヶ月物）（ただし、第Ⅲ種優先株式の発行決議日を第Ⅲ種優先配当年率決定日として算出する。）に1.15%を加えた割合（%未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。）を乗じて得られる数に、183/365を乗じて算出した額の金銭（円位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を切り上げる。）とする。

平成22年4月1日に開始する事業年度以降の各事業年度に係る第Ⅲ種優先配当年率

第Ⅲ種優先配当年率＝日本円TIBOR（12ヶ月物）+1.15%

なお、平成22年4月1日に開始する事業年度以降の各事業年度に係る第Ⅲ種優先配当年率は、%未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。

上記の算式において「日本円TIBOR（12ヶ月物）」とは、毎年4月1日（ただし、当該日が銀行休業日の場合はその直後の営業日）（以下「第Ⅲ種優先配当年率決定日」という。）の午前11時における日本円12ヶ月物トーキョー・インター・バンク・オファード・レート（日本円TIBOR）として全国銀行協会によって公表される数値またはこれに準ずるものと認められるものを指すものとする。日本円TIBOR（12ヶ月物）が公表されていない場合は、第Ⅲ種優先配当年率決定日において、ロンドン時間午前11時現在のReuters3750ページに表示されるロンドン・インター・バンク・オファード・レート（ユーロ円LIBOR12ヶ月物（360日ベース））として、英国銀行協会（BBA）によって公表される数値を、日本円TIBOR（12ヶ月物）に代えて用いるものとする。

ただし、上記の算式の結果が8%を超える場合には、第Ⅲ種優先配当年率は8%とする。

③ 非累積条項

ある事業年度において第Ⅲ種優先株主または第Ⅲ種優先登録株式質権者に対して支払う金銭による剰余金の配当の額が第Ⅲ種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

④ 非参加条項

第Ⅲ種優先株主または第Ⅲ種優先登録株式質権者に対しては、第Ⅲ種優先配当金の額を超えて剰余金の配当は行わない。ただし、当銀行が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号ロ若しくは同法第760条第7号ロに規定される剰余金の配当または当銀行がする新設分割手続の中で行われる会社法第763条第12号ロ若しくは同法第765条第1項第8号ロに規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。

(2) 第Ⅲ種優先中間配当金

当銀行は、定款第49条に定める中間配当を行うときは、毎年9月30日の最終の株主名簿に記録された第Ⅲ種優先株主または第Ⅲ種優先登録株式質権者に対し、毎年9月30日の最終の株主名簿に記録された普通株主および普通登録株式質権者に先立ち、第Ⅲ種優先株式1株当たり、各事業年度における優先配当金の2分の1の額を上限とする金銭による剰余金の配当（以下「第Ⅲ種優先中間配当金」という。）を行う。

(3) 残余財産の分配

① 残余財産の分配

当銀行の残余財産を分配するときは、第Ⅲ種優先株主または第Ⅲ種優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、第Ⅲ種優先株式1株につき、第Ⅲ種優先株式1株当たりの払込金額相当額（ただし、第Ⅲ種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に下記③に定める経過第Ⅲ種優先配当金相当額を加えた額の金銭を支払う。

② 非参加条項

第Ⅲ種優先株主または第Ⅲ種優先登録株式質権者に対しては、上記①のほか、残余財産の分配は行わない。

③ 経過第Ⅲ種優先配当金相当額

第Ⅲ種優先株式1株当たりの経過第Ⅲ種優先配当金相当額は、残余財産の分配が行われる日（以下

「分配日」という。)において、分配日の属する事業年度の初日(同日を含む。)から分配日(同日を含む。)までの日数に第Ⅲ種優先配当金の額を乗じた金額を365で除して得られる額(円位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を切り上げる。)をいう。ただし、分配日の属する事業年度において第Ⅲ種優先株主または第Ⅲ種優先登録株式質権者に対して第Ⅲ種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

(4) 議決権

第Ⅲ種優先株主は、全ての事項につき株主総会において議決権を行使することができない。ただし、第Ⅲ種優先株主は、定時株主総会に第Ⅲ種優先配当金の額全部(第Ⅲ種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額)の支払を受ける旨の議案が提出されないときはその定時株主総会より、第Ⅲ種優先配当金額全部(第Ⅲ種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額)の支払を受ける旨の議案が定時株主総会において否決されたときはその定時株主総会の終結の時より、第Ⅲ種優先配当金の額全部(第Ⅲ種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額)の支払を受ける旨の決議がなされる時までの間は、全ての事項について株主総会において議決権を行使することができる。

(5) 普通株式を対価とする取得請求権

① 取得請求権

第Ⅲ種優先株主は、下記②に定める取得を請求することができる期間中、当銀行に対して、自己の所有する第Ⅲ種優先株式を取得することを請求することができる。かかる取得の請求があった場合、当銀行は、第Ⅲ種優先株主がかかる取得の請求をした第Ⅲ種優先株式を取得すると引換えに、下記③に定める財産を当該第Ⅲ種優先株主に対して交付するものとする。

② 取得を請求することができる期間

平成22年10月1日から平成36年9月30日まで(以下「取得請求期間」という。)とする。

③ 取得と引換えに交付すべき財産

当銀行は、第Ⅲ種優先株式の取得と引換えに、第Ⅲ種優先株主が取得の請求をした第Ⅲ種優先株式数に第Ⅲ種優先株式1株当たりの払込金額相当額(ただし、第Ⅲ種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。)を乗じた額を下記④ないし⑧に定める取得価額で除した数の普通株式を交付する。なお、第Ⅲ種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に1株に満たない端数があるときは、会社法第167条第3項に従ってこれを取扱う。

④ 当初取得価額

普通株式1株当たりの取得価額(以下「取得価額」という)は、当初、取得請求期間の初日に先立つ5連続取引日(取得請求期間の初日を含まず、株式会社東京証券取引所(当銀行の普通株式が複数の金融商品取引所に上場されている場合、取得請求期間の初日に先立つ1年間における出来高が最大の金融商品取引所)における当銀行の普通株式の終値(気配表示を含む。以下、「終値」という。)が算出されない日を除く。)の毎日の終値の平均値に相当する金額(円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。)とする。ただし、かかる計算の結果、取得価額が下記⑦に定める下限取得価額を下回る場合は、下限取得価額とする。

⑤ 取得価額の修正

取得請求期間において、毎月第3金曜日(以下「決定日」という。)の翌日以降、取得価額は、決定日まで(当日を含む。)の直近の5連続取引日(ただし、終値のない日は除き、決定日が取引日ではない場合は、決定日の直前の取引日までの5連続取引日とする。)の終値の平均値に相当する金額(円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。)に修正される。ただし、かかる計算の結果、修正後取得価額が下記⑦に定める下限取得価額を下回る場合は、修正後取得価額は下限取得価額とする。なお、上記5連続取引日の初日以降決定日まで(当日を含む。)の間に、下記⑧に定める取得価額の調整事由が生じた場合、修正後取得価額は、取締役会が適当と判断する金額に調整される。

⑥ 上限取得価額

取得価額には上限を設けない。

⑦ 下限取得価額

下限取得価額は55円(ただし、下記⑧による調整を受ける。)

⑧ 取得価額の調整

イ. 第Ⅲ種優先株式の発行後、次の各号のいずれかに該当する場合には、取得価額(下限取得価額を含む。)を次に定める算式(以下「取得価額調整式」という。)により調整する(以下調整後の取得価額を「調整後取得価額」という。)。取得価額調整式の計算については、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

(A) 取得価額調整式に使用する時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行または自己株式である普通株式を処分する場合(無償割当ての場合を含む。)(ただし、当銀行の普通株式の交付を請求できる取得請求権付株式若しくは新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本⑧において同じ。))その他の証券(以下「取得請求権付株式等」という。))、または当銀行の普通株式の交付

と引換えに当銀行が取得することができる取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権その他の証券（以下「取得条項付株式等」という。）が取得または行使され、これに対して普通株式が交付される場合を除く。）

調整後取得価額は、払込期日（払込期間が定められた場合は当該払込期間の末日とする。以下同じ。）（無償割当ての場合はその効力発生日）の翌日以降、または株主に募集株式の割当てを受ける権利を与えるため若しくは無償割当てのための基準日がある場合はその日の翌日以降、これを適用する。

(B) 株式の分割をする場合

調整後取得価額は、株式の分割のための基準日に分割により増加する普通株式数（基準日における当銀行の自己株式である普通株式に係り増加する普通株式数を除く。）が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、その基準日の翌日以降、これを適用する。

(C) 取得価額調整式に使用する時価を下回る価額（下記ニ. に定義する意味を有する。以下本(C)、下記(D)および(E)ならびに下記ハ. (D)において同じ。）をもって当銀行の普通株式の交付を請求できる取得請求権付株式等を発行する場合（無償割当ての場合を含む。）

調整後取得価額は、当該取得請求権付株式等の払込期日（新株予約権の場合は割当日）（無償割当ての場合はその効力発生日）に、または株主に取得請求権付株式等の割当てを受ける権利を与えるため若しくは無償割当てのための基準日がある場合はその日に、当該取得請求権付株式等の全部が当初の条件で取得または行使されて普通株式が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、その払込期日（新株予約権の場合は割当日）（無償割当ての場合はその効力発生日）の翌日以降、またはその基準日の翌日以降、これを適用する。

上記にかかわらず、上記の普通株式が交付されたものとみなされる日において価額が確定しておらず、後日一定の日（以下「価額決定日」という。）に価額が決定される取得請求権付株式等を発行した場合において、決定された価額が取得価額調整式に使用する時価を下回る場合には、調整後取得価額は、当該価額決定日に残存する取得請求権付株式等の全部が価額決定日に確定した条件で取得または行使されて普通株式が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、当該価額決定日の翌日以降これを適用する。

(D) 当銀行が発行した取得請求権付株式等に、価額がその発行日以降に修正される条件（本イ. またはロ. と類似する希薄化防止のための調整を除く。）が付されている場合で、当該修正が行われる日（以下「修正日」という。）における修正後の価額（以下「修正価額」という。）が取得価額調整式に使用する時価を下回る場合

調整後取得価額は、修正日に、残存する当該取得請求権付株式等の全部が修正価額で取得または行使されて普通株式が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、当該修正日の翌日以降これを適用する。

なお、かかる取得価額調整式の適用に際しては、下記(a)ないし(c)の場合に応じて、調整後取得価額を適用する日の前日において有効な取得価額に、それぞれの場合に定める割合（以下「調整係数」という。）を乗じた額を調整前取得価額とみなすものとする。

(a) 当該取得請求権付株式等について当該修正日前に上記(C)または本(D)による調整が行われていない場合

調整係数は1とする。

(b) 当該取得請求権付株式等について当該修正日の前に上記(C)または本(D)による調整が行われている場合であって、当該調整後、当該修正日までの間に、上記⑤による取得価額の修正が行われている場合

調整係数は1とする。

ただし、下限取得価額の算定においては、調整係数は、上記(C)または本(D)による直前の調整を行う前の下限取得価額を当該調整後の下限取得価額で除した割合とする。

(c) 当該取得請求権付株式等について当該修正日の前に上記(C)または本(D)による調整が行われている場合であって、当該調整後、当該修正日までの間に、上記⑤による取得価額の修正が行われていない場合

調整係数は、上記(C)または本(D)による直前の調整を行う前の取得価額を当該調整後の取得価額で除した割合とする。

(E) 取得条項付株式等の取得と引換えに取得価額調整式に使用される時価を下回る価額をもって普通株式を交付する場合

調整後取得価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

ただし、当該取得条項付株式等について既上記(C)または(D)による取得価額の調整が行われている場合には、調整後取得価額は、当該取得と引換えに普通株式が交付された後の完全希薄化後普通株式数（下記ホ. に定義する。）が、当該取得の直前の既発行普通株式数を超えるときに限り、当該超過する普通株式数が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、取得の直前の既発行普通株式数を超えないときは、本(E)による調整は行わない。

(F) 株式の併合をする場合

調整後取得価額は、株式の併合の効力発生日以降、併合により減少した普通株式数（効力発生日における当銀行の自己株式である普通株式に係り減少した普通株式数を除く。）を負の値で表示して交

付普通株式数とみなして取得価額調整式を適用して算出し、これを適用する。

- ロ. 上記イ. (A)ないし(F)に掲げる場合のほか、合併、会社分割、株式交換または株式移転等により、取得価額（下限取得価額を含む。）の調整を必要とする場合は、取締役会が適当と判断する取得価額（下限取得価額を含む。）に変更される。
- ハ. (A) 取得価額調整式に使用する「時価」は、調整後取得価額を適用する日に先立つ5連続取引日の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。ただし、平均値の計算は円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。なお、上記5連続取引日の間に、取得価額の調整事由が生じた場合、調整後取得価額は、本⑧に準じて調整する。
- (B) 取得価額調整式に使用する「調整前取得価額」は、調整後取得価額を適用する日の前日において有効な取得価額とする。
- (C) 取得価額調整式に使用する「既発行普通株式数」は、基準日がある場合はその日（上記イ. (A)ないし(C)に基づき当該基準日において交付されたものとみなされる普通株式数は含まない。）の、基準日がない場合は調整後取得価額を適用する日の1ヶ月前の日の、当銀行の発行済普通株式数（自己株式である普通株式数を除く。）に当該取得価額の調整の前に上記イ. およびロ. に基づき「交付普通株式数」とみなされた普通株式であって未だ交付されていない普通株式数（ある取得請求権付株式等について上記イ. (D) (b)または(c)に基づく調整が初めて適用される日（当該日を含む。）からは、当該取得請求権付株式等に係る直近の上記イ. (D) (b)または(c)に基づく調整に先立って適用された上記イ. (C)または(D)に基づく調整により「交付普通株式数」とみなされた普通株式数は含まない。）を加えたものとする。
- (D) 取得価額調整式に使用する「1株当たりの払込金額」とは、上記イ. (A)の場合には、当該払込金額（無償割当ての場合は0円）（金銭以外の財産による払込みの場合には適正な評価額）、上記イ. (B)および(F)の場合には0円、上記イ. (C)ないし(E)の場合には価額（ただし、(D)の場合は修正価額）とする。

ニ. 上記イ. (C)ないし(E)および上記ハ. (D)において「価額」とは、取得請求権付株式等または取得条項付株式等の発行に際して払込みがなされた額（新株予約権の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。）から、その取得または行使に際して当該取得請求権付株式等または取得条項付株式等の所持人に交付される普通株式以外の財産の価額を控除した金額を、その取得または行使に際して交付される普通株式数で除した金額をいう。

ホ. 上記イ. (E)において「完全希薄化後普通株式数」とは、調整後取得価額を適用する日の既発行普通株式数から、上記ハ. (C)に従って既発行普通株式数に含められている未だ交付されていない普通株式数で当該取得条項付株式等に係るものを除いて、当該取得条項付株式等の取得により交付される普通株式数を加えたものとする。

ヘ. 上記イ. (A)ないし(C)において、当該各行為に係る基準日が定められ、かつ当該各行為が当該基準日以降に開催される当銀行の株主総会における一定の事項に関する承認決議を停止条件としている場合には、上記イ. (A)ないし(C)の規定にかかわらず、調整後取得価額は、当該承認決議をした株主総会の終結の日の翌日以降にこれを適用する。

ト. 取得価額調整式により算出された調整後取得価額と調整前取得価額との差額が1円未満にとどまるときは、取得価額の調整は、これを行わない。ただし、その後取得価額調整式による取得価額の調整を必要とする事由が発生し、取得価額を算出する場合には、取得価額調整式中の調整前取得価額に代えて調整前取得価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

⑨ 合理的な措置

上記④ないし⑧に定める取得価額（下記(7)②に定める一斉取得価額を含む。以下本⑨において同じ。）は、希薄化防止および異なる種類の株式の株主間の実質的公平の見地から解釈されるものとし、その算定が困難となる場合または算定の結果が不合理となる場合には、当銀行の取締役会は、取得価額の適切な調整その他の合理的に必要な措置をとるものとする。

⑩ 取得請求受付場所

東京都中央区八重洲一丁目2番1号  
みずほ信託銀行株式会社 本店証券代行部

⑪ 取得請求の効力発生

取得請求の効力は、取得請求に要する書類が上記⑩に記載する取得請求受付場所に到着したときに発生する。

(6) 金銭を対価とする取得条項

① 金銭を対価とする取得条項

当銀行は、平成31年10月1日以降、取締役会が別に定める日（以下「取得日」という。）が到来したときは、法令上可能な範囲で、第Ⅲ種優先株式の全部または一部を取得することができる。ただし、取締役会は、当該取締役会の開催日までの30連続取引日（開催日を含む。）の全ての日において終値が下限取得価額を下回っている場合で、かつ、金融庁の事前承認を得ている場合に限り、取得日を定めることができる。この場合、当銀行は、かかる第Ⅲ種優先株式を取得するのと引換えに、下記②に定める財産を第Ⅲ種優先株主に対して交付するものとする。なお、第Ⅲ種優先株式の一部を取得するときは、按分比例の方法による。取得日の決定後も上記(5)①に定める取得請求権の行使は妨げられないものとする。

② 取得と引換えに交付すべき財産

当銀行は、第Ⅲ種優先株式の取得と引換えに、第Ⅲ種優先株式1株につき、第Ⅲ種優先株式1株当たりの払込金額相当額（ただし、第Ⅲ種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に経過第Ⅲ種優先配当金相当額を加えた額の金銭を交付する。なお、本②においては、上記(3)③に定める経過第Ⅲ種優先配当金相当額の計算における「残余財産の分配が行われる日」および「分配日」をいずれも「取得日」と読み替えて、経過第Ⅲ種優先配当金相当額を計算する。

(7) 普通株式を対価とする一斉取得

① 普通株式を対価とする一斉取得

当銀行は、取得請求期間の末日までに当銀行に取得されていない第Ⅲ種優先株式の全てを取得請求期間の末日の翌日（以下「一斉取得日」という。）をもって取得する。この場合、当銀行は、かかる第Ⅲ種優先株式を取得するのと引換えに、各第Ⅲ種優先株主に対し、その有する第Ⅲ種優先株式数に第Ⅲ種優先株式1株当たりの払込金額相当額（ただし、第Ⅲ種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）を乗じた額を下記②に定める普通株式の時価（以下「一斉取得価額」という。）で除した数の普通株式を交付するものとする。

第Ⅲ種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に1株に満たない端数がある場合には、会社法第234条に従ってこれを取扱う。

② 一斉取得価額

一斉取得価額は、一斉取得日に先立つ45取引日目に始まる30連続取引日の毎日の終値の平均値（終値が算出されない日を除く。）に相当する金額（円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。）とする。ただし、かかる計算の結果、一斉取得価額が下限取得価額を下回る場合は、一斉取得価額は下限取得価額とする。

(8) 株式の分割または合併および株式無償割当て

① 分割または合併

当銀行は、株式の分割または合併を行うときは、普通株式および第Ⅲ種優先株式の種類ごとに、同時に同一の割合で行う。

② 株式無償割当て

当銀行は、株式無償割当てを行うときは、普通株式および第Ⅲ種優先株式の種類ごとに、当該種類の株式の無償割当てを、同時に同一の割合で行う。

(9) 法令変更等

法令の変更等に伴い第Ⅲ種優先株式発行要項の規定について読み替えその他の措置が必要となる場合には、当銀行の取締役会は合理的に必要な措置を講じる。

(10) その他

第Ⅲ種優先株式発行要項各項は、各種の法令に基づく許認可等の効力発生を条件とする。

(11) 単元株式数

100株

（なお、当銀行の単元株式数は、全部の種類別の株式について、100株である。）

(12) 会社法第322条第1項の規定による種類株主総会の決議を要しない旨の定款の定め

該当事項なし

(13) 他の種類の株式であって、議決権の有無又はその内容に差異があるものについての定款の定め

当銀行は、第Ⅲ種優先株式とは異なる普通株式について定款に定めている。普通株式は株主としての権利内容に制限のない当銀行における標準となる株式であるが、第Ⅲ種優先株式を有する株主は、上記(4)に記載の通り、一定の場合を除いて株主総会において議決権を有しない。これは、第Ⅲ種優先株式を配当金や残余財産の分配について優先権を持つ代わりに議決権がない内容としたことによるものである。

7. 種類株主総会の決議

会社法第322条第2項に規定する定款の定めはしておりません。

8. 第Ⅲ種優先株式は、定款の定めに基づき、上記に記載のとおり普通株式と議決権に差異を有しております。

これは、当銀行が資金調達を柔軟かつ機動的に行うための選択肢の多様化を図り、適切な資本政策を実行することを可能とすることを目的とするものであります。

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】  
該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成24年6月30日	—	229,714	—	17,700,000	—	15,641,423

(6) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日(平成24年3月31日)に基づく株主名簿による記載をしております。

① 【発行済株式】

平成24年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	第Ⅲ種優先株式 100,000,000	—	(注)1
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 16,500	—	権利内容に何ら限定のない当行における標準となる株式 (単元株式数100)
完全議決権株式(その他)	普通株式 129,496,500	1,294,965	同上
単元未満株式	普通株式(注)2 201,282	—	権利内容に何ら限定のない当行における標準となる株式
発行済株式総数	229,714,282	—	—
総株主の議決権	—	1,294,965	—

(注)1. 優先株式の内容は、「1. 株式等の状況」の「(1)株式の総数等」の「②発行済株式」の「内容」に記載しております。

2. 上記の「単元未満株式」の欄には、当行所有の自己株式21株が含まれております。

② 【自己株式等】

平成24年3月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数(株)	他人名義所有 株式数(株)	所有株式数の 合計(株)	発行済株式総数 に対する所有株式 数の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社きらやか銀行	山形県山形市旅籠町三 丁目2番3号	16,500	—	16,500	0.00
計	—	16,500	—	16,500	0.00

2 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期累計期間における役員の異動はありません。

## 第4 【経理の状況】

1. 当行の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号)に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)に準拠しております。
2. 当行は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期連結会計期間(自平成24年4月1日 至平成24年6月30日)及び第1四半期連結累計期間(自平成24年4月1日 至平成24年6月30日)に係る四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人の四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】  
 (1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成24年6月30日)
<b>資産の部</b>		
現金預け金	27,563	29,008
コールローン及び買入手形	12,200	54,500
商品有価証券	227	229
有価証券	※2 282,059	※2 321,930
貸出金	※1 927,780	※1 897,692
外国為替	533	549
その他資産	7,182	7,390
有形固定資産	16,708	16,834
無形固定資産	835	753
繰延税金資産	5,076	5,042
支払承諾見返	6,979	6,185
貸倒引当金	△16,652	△16,724
資産の部合計	1,270,494	1,323,392
<b>負債の部</b>		
預金	1,165,419	1,219,565
譲渡性預金	8,220	10,120
コールマネー及び売渡手形	10,000	—
借入金	9,640	11,200
外国為替	15	8
社債	5,800	5,800
その他負債	5,808	12,029
退職給付引当金	3,603	3,549
利息返還損失引当金	4	4
睡眠預金払戻損失引当金	263	229
繰延税金負債	77	54
再評価に係る繰延税金負債	2,287	2,287
支払承諾	6,979	6,185
負債の部合計	1,218,118	1,271,035
<b>純資産の部</b>		
資本金	17,700	17,700
資本剰余金	22,986	22,986
利益剰余金	7,602	7,819
自己株式	△1	△1
株主資本合計	48,286	48,504
その他有価証券評価差額金	△75	△1,301
土地再評価差額金	3,977	3,977
その他の包括利益累計額合計	3,901	2,676
少数株主持分	186	1,176
純資産の部合計	52,375	52,357
負債及び純資産の部合計	1,270,494	1,323,392

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】  
【四半期連結損益計算書】  
【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年6月30日)
経常収益	6,161	6,318
資金運用収益	5,287	5,271
(うち貸出金利息)	4,628	4,490
(うち有価証券利息配当金)	642	766
役務取引等収益	802	771
その他業務収益	18	172
その他経常収益	※1 52	※1 103
経常費用	5,600	5,705
資金調達費用	525	468
(うち預金利息)	455	392
役務取引等費用	429	413
その他業務費用	38	176
営業経費	4,315	4,223
その他経常費用	※2 291	※2 424
経常利益	560	612
特別利益	247	18
固定資産処分益	7	1
貸倒引当金戻入益	※3 239	※3 17
特別損失	7	—
固定資産処分損	7	—
税金等調整前四半期純利益	800	631
法人税、住民税及び事業税	9	16
法人税等調整額	6	34
法人税等合計	16	50
少数株主損益調整前四半期純利益	783	580
少数株主利益	0	6
四半期純利益	782	574

【四半期連結包括利益計算書】  
 【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年6月30日)
少数株主損益調整前四半期純利益	783	580
その他の包括利益	102	△1,243
その他有価証券評価差額金	102	△1,243
四半期包括利益	885	△662
親会社株主に係る四半期包括利益	876	△651
少数株主に係る四半期包括利益	9	△10

【会計方針の変更等】

当第1四半期連結累計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年6月30日)
(会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更) 当行及び連結子会社は、法人税法の改正に伴い、当第1四半期連結会計期間より、平成24年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。 これによる損益に与える影響額は軽微であります。

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

該当事項はありません。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

※1. 貸出金のうち、リスク管理債権は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成24年6月30日)
破綻先債権額	1,878百万円	1,607百万円
延滞債権額	43,732百万円	43,795百万円
3ヵ月以上延滞債権額	一百万円	一百万円
貸出条件緩和債権額	4,091百万円	4,030百万円

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

※2. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成24年6月30日)
	9,205百万円	9,522百万円

(四半期連結損益計算書関係)

※1. その他経常収益には、次のものを含んでおります。

	前第1四半期連結累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年6月30日)
償却債権取立益	27百万円	74百万円

※2. その他経常費用には、次のものを含んでおります。

	前第1四半期連結累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年6月30日)
貸出金償却	37百万円	27百万円
貸倒引当金繰入額	37百万円	153百万円
株式等償却	57百万円	126百万円

※3. 特別利益に計上した貸倒引当金戻入益は次のとおりであります。

前第1四半期連結累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日)		当第1四半期連結累計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年6月30日)	
東日本大震災の影響による貸倒引当金の戻入益	239百万円	東日本大震災の影響による貸倒引当金の戻入益	17百万円

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期連結累計期間に係る減価償却費(のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりであります。

前第1四半期連結累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日)		当第1四半期連結累計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年6月30日)	
減価償却費	353百万円		242百万円

(株主資本等関係)

前第1四半期連結累計期間(自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日)

1. 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成23年6月28日 定時株主総会	普通株式	194	1.50	平成23年3月31日	平成23年6月29日	利益剰余金
	第Ⅲ種優先 株式	173	1.73	平成23年3月31日	平成23年6月29日	利益剰余金

2. 基準日が当第1四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

当第1四半期連結累計期間(自 平成24年4月1日 至 平成24年6月30日)

1. 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成24年6月26日 定時株主総会	普通株式	194	1.50	平成24年3月31日	平成24年6月27日	利益剰余金
	第Ⅲ種優先 株式	162	1.62	平成24年3月31日	平成24年6月27日	利益剰余金

2. 基準日が当第1四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自平成23年4月1日至平成23年6月30日)

1. 報告セグメントごとの経常収益及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：百万円)

	報告セグメント		その他	合計
	銀行業	計		
経常収益				
外部顧客に対する経常収益	5,993	5,993	173	6,166
セグメント間の内部経常収益	22	22	138	160
計	6,015	6,015	311	6,326
セグメント利益	550	550	27	578

(注)1. 一般企業の売上高に代えて、それぞれ経常収益を記載しております。

2. 「その他」の区分は報告セグメントに含まれていない事業セグメントであり、クレジットカード業、ベンチャーキャピタル業及び事務受託業を含んでおります。

2. 報告セグメントの利益又は損失の金額の合計額と四半期連結損益計算書計上額との差額及び当該差額の内容(差異調整に関する事項)

(単位：百万円)

利益	金額
報告セグメント計	550
「その他」の区分の利益	27
セグメント間取引消去	△12
持分法投資利益	4
持分法適用会社からの配当金の控除	△12
貸倒引当金の調整	△0
その他の調整額	2
四半期連結損益計算書の経常利益	560

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項はありません。

当第1四半期連結累計期間(自 平成24年4月1日 至 平成24年6月30日)

1. 報告セグメントごとの経常収益及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：百万円)

	報告セグメント		その他	合計
	銀行業	計		
経常収益				
外部顧客に対する経常収益	6,157	6,157	185	6,342
セグメント間の内部経常収益	66	66	138	204
計	6,223	6,223	323	6,547
セグメント利益	628	628	41	670

(注)1. 一般企業の売上高に代えて、それぞれ経常収益を記載しております。

2. 「その他」の区分は報告セグメントに含まれていない事業セグメントであり、クレジットカード業、ベンチャーキャピタル業及び事務受託業を含んでおります。

2. 報告セグメントの利益又は損失の金額の合計額と四半期連結損益計算書計上額との差額及び当該差額の内容(差異調整に関する事項)

(単位：百万円)

利益	金額
報告セグメント計	628
「その他」の区分の利益	41
セグメント間取引消去	△54
持分法投資利益	9
持分法適用会社からの配当金の控除	△12
貸倒引当金の調整	△0
その他の調整額	△0
四半期連結損益計算書の経常利益	612

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項はありません。

(金融商品関係)

企業集団の事業の運営において重要なものであり、前連結会計年度の末日に比して著しい変動が認められるものは、次のとおりであります。

前連結会計年度(平成24年3月31日)

科目	連結貸借対照表 計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
コールローン及び買入手形	12,200	12,200	—
有価証券			
その他有価証券	275,872	275,872	—
貸出金	927,780		
貸倒引当金	△15,628		
	912,152	918,082	5,929
預金	1,165,419	1,166,044	625
譲渡性預金	8,220	8,221	1

(注) 1. コールローン及び買入手形の時価の算定方法

これらは、約定期間が短期間（1週間以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

2. 有価証券の時価の算定方法

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格を時価としております。投資信託は、公表されている基準価格を時価としております。

自行保証付私募債は実質貸出金と同様とみなせるため、内部格付に基づく区分ごとに元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算出しております。

変動利付国債の時価については、昨今の市場環境を踏まえた検討の結果、引続き市場価格を時価とみなせない状態にあると判断し、当連結会計年度末においては、合理的に算定された価額をもって連結貸借対照表計上額としております。これにより、市場価格をもって連結貸借対照表計上額とした場合に比べ、「有価証券」は1,072百万円増加、「その他有価証券評価差金」は1,072百万円増加しております。

変動利付国債の合理的に算定された価額は、固定利付国債の価格に整合的な割引率と市場で評価されるスワップション・ボラティリティを価格決定変数とし、将来のキャッシュ・フローを想定し、算定した現在価値であります。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項は「(有価証券関係)」に記載しております。

3. 貸出金の時価の算定方法

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

固定金利によるものは、貸出金の種類及び内部格付に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される適用利率で割り引いて時価を算定しております。なお、約定期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

デリバティブの要素が含まれている貸出金及び住宅ローン債権は、経済・金融に関する情報サービス業者等から提示された価格を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

4. 預金及び譲渡性預金の時価の算定方法

要求払預金については、連結決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。

また、定期預金、定期積金及び譲渡性預金の時価は、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。

当第1四半期連結会計期間(平成24年6月30日)

科目	四半期連結貸借 対照表計上額 (百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
コールローン及び買入手形	54,500	54,500	—
有価証券			
其他有価証券	316,780	316,780	—
貸出金	897,692		
貸倒引当金	△15,796		
	881,896	890,267	8,371
預金	1,219,565	1,220,100	535
譲渡性預金	10,120	10,121	1

(注) 1. コールローン及び買入手形の時価の算定方法

これらは、約定期間が短期間(1週間以内)であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

2. 有価証券の時価の算定方法

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格を時価としております。投資信託は、公表されている基準価格を時価としております。

自行保証付私募債は実質貸出金と同様とみなせるため、内部格付に基づく区分ごとに元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算出しております。

(追加情報)

売手と買手の希望する価格差が著しく大きい変動利付国債の時価については、市場環境を踏まえた検討の結果、市場価格を時価とみなせない状態にあると判断し、平成20年度中間連結会計期間末から、市場価格に替えて経営者の合理的な見積りに基づく合理的に算定された価額をもって連結貸借対照表計上額としておりました。

しかし、市場価格と合理的に算定された価額の乖離幅が縮小していることから、市場価格を時価とすることが合理的と判断し、当第1四半期連結会計期間末から市場価格をもって連結貸借対照表計上額としております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項は「(有価証券関係)」に記載しております。

3. 貸出金の時価の算定方法

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

固定金利によるものは、貸出金の種類及び内部格付に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される適用利率で割り引いて時価を算定しております。なお、約定期間が短期間(1年以内)のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

デリバティブの要素が含まれている貸出金及び住宅ローン債権は、経済・金融に関する情報サービス業者等から提示された価格を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は四半期連結会計期間末における四半期連結貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

4. 預金及び譲渡性預金の時価の算定方法

要求払預金については、当四半期連結会計期間末に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。

また、定期預金、定期積金及び譲渡性預金の時価は、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。

(有価証券関係)

※ 企業集団の事業の運営において重要なものであり、前連結会計年度の末日に比して著しい変動が認められるものは、次のとおりであります。

1. その他有価証券

前連結会計年度(平成24年3月31日)

	取得原価(百万円)	連結貸借対照表計上額 (百万円)	差額(百万円)
株式	5,325	5,435	110
債券	212,411	214,049	1,637
国債	88,288	89,311	1,023
地方債	26,753	26,948	195
社債	97,369	97,788	418
その他	58,072	56,386	△1,685
合計	275,810	275,872	62

当第1四半期連結会計期間(平成24年6月30日)

	取得原価(百万円)	四半期連結貸借対照 表計上額(百万円)	差額(百万円)
株式	5,111	4,612	△498
債券	255,970	258,282	2,311
国債	106,353	106,990	637
地方債	32,012	32,551	538
社債	117,604	118,740	1,136
その他	56,902	53,885	△3,016
合計	317,984	316,780	△1,203

(注) その他有価証券のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって四半期連結貸借対照表価額とするるとともに、評価差額を当第1四半期連結累計期間の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。

前第1四半期連結累計期間における減損処理額は、株式36百万円であります。

当第1四半期連結累計期間における減損処理額は、株式123百万円であります。

有価証券の減損処理にあたっては、個々の銘柄について四半期連結会計期間末日における時価が取得原価に比べて50%以上下落している場合は全て実施しており、30%以上50%未満の下落率の場合は、発行会社の業績や過去一定期間の時価の推移等を考慮し、時価の回復可能性が認められないと判断されるものについて実施しております。

(金銭の信託関係)

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

企業集団の事業の運営において重要なものであり、前連結会計年度の末日に比して著しい変動が認められるものはありません。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前第1四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年6月30日)
(1) 1株当たり四半期純利益金額	円	5.41	3.81
(算定上の基礎)			
四半期純利益	百万円	782	574
普通株主に帰属しない金額	百万円	80	80
うち中間優先配当額(注)	百万円	80	80
普通株式に係る四半期純利益	百万円	702	494
普通株式の期中平均株式数	千株	129,698	129,697
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	円	1.92	1.70
(算定上の基礎)			
四半期純利益調整額	百万円	80	80
うち中間優先配当額(注)	百万円	80	80
普通株式増加数	千株	277,777	207,881
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要		_____	_____

(注) 前第1四半期連結累計期間の当該中間優先配当額は、平成23年9月30日を基準日として配当を予定している額のうち、前第1四半期連結累計期間に帰属するものとして算定された額を記載しております。

また、当第1四半期連結累計期間の当該中間優先配当額は、平成24年9月30日を基準日として配当を予定している額のうち、当第1四半期連結累計期間に帰属するものとして算定された額を記載しております。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

## 2 【その他】

該当事項はありません。

## 第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

# 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成24年8月13日

株式会社きらやか銀行  
取締役会 御中

## 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	鈴木	和郎	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	南波	秀哉	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	窪	寺 信	印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社きらやか銀行の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間(平成24年4月1日から平成24年6月30日まで)及び第1四半期連結累計期間(平成24年4月1日から平成24年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

### 四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

### 監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社きらやか銀行及び連結子会社の平成24年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

**【表紙】**

【提出書類】	確認書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の8第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成24年8月13日
【会社名】	株式会社きらやか銀行
【英訳名】	Kirayaka Bank, Ltd.
【代表者の役職氏名】	取締役頭取 栗野 学
【最高財務責任者の役職氏名】	—
【本店の所在の場所】	山形県山形市旅籠町三丁目2番3号
【縦覧に供する場所】	株式会社きらやか銀行 東京支店 (東京都新宿区西新宿七丁目21番3号西新宿大京ビル6階) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

(注)東京支店は金融商品取引法の規定による縦覧場所ではありませんが、投資者の便宜のため縦覧に供する場所としております。

## 1 【四半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当行取締役頭取栗野学は、当行の第165期第1四半期(自 平成24年4月1日 至 平成24年6月30日)の四半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

## 2 【特記事項】

確認に当たり、特記すべき事項はありません。